

第2 租税特別措置法関係

1 第42条の12の5《給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除》関係

【改正の概要】

令和4年度の税制改正において、措置法第42条の12の5第1項の措置は、法人の事業年度終了の時ににおいて、資本金の額等が10億円以上であり、かつ、常時使用する従業員の数が1,000人以上である場合には、給与等の支給額の引上げの方針、下請事業者その他の取引先との適切な関係の構築の方針その他の事業上の関係者との関係の構築の方針に関する一定の事項（以下「マルチステークホルダー方針」という。）についてインターネットを利用する方法により公表し、確定申告書等に経済産業大臣のその法人がマルチステークホルダー方針を公表していることについて届出があった旨を証する書類の写しを添付したときに限り適用を受けることができることとされた（措法42の12の5①、措令27の12の5①②）。